

北海道公立小・中・特別支援学校女性管理職会 会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、北海道公立小・中・特別支援学校女性管理職会と称し、事務局を事務局長勤務の学校におき、その住所を所在地とする。
- 第 2 条 本会は会員相互の研修と連携互助により、女性校長・副校長・教頭の職能向上を図り、もって公教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。
1. 職能向上のための研修に関すること。
 2. 会員および女性教師の地位・資質の向上に関すること。
 3. 女性校長・副校長・教頭の連携互助に関すること。
 4. その他、この会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

- 第 4 条 本会は、北海道公立小・中・特別支援学校女性校長・副校長・教頭をもって組織する。

第3章 役 員

- 第 5 条 本会に、次の役員をおく。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 4名
 3. 監 査 2名
 4. 理 事 各地区1名(全 15 地区)
(校長3名、副校長もしくは教頭1名)
会長地区・当年・次期開催地区(但し、副会長の副校長・教頭は会長該当地区より選出する)
 5. 事務局長 1名
- 第 6 条 会長・副会長・監査・事務局長は、選考委員会において選考し、総会の承認を経て選出する。ただし、選考委員は、該当地区理事が兼任する。事務局次長・会計・研究・庶務・広報は、会長がこれを委嘱し、総会に報告する。理事は、該当地区において選出し、総会に報告する。任期は、1か年とする。但し、再任を妨げない。
- 第 7 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、役員会で推薦し、総会に報告する。

第4章 役員の仕事

- 第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長の補佐および代理の任にあたる。
 3. 監査は、本会の会計を監査する。
 4. 理事は地区の代表として役員会に出席し、会務の審議・運営・執行にあたり、共に地区会を運営する。役員選考委員会の任を担う。
 5. 事務局長は、会務の執行を統括する。

第5章 会 議

- 第 9 条 総会は、会長がこれを招集し、毎年1回開くことを原則とする。
- 第 10 条 総会は、評議員制とし、役員と評議員をもって成立する。欠席の場合は代理人が出席する。評議員は該当地区において選出する。地区の会員数によって人数を決める。
(20名まで1名、21名以上2名)任期は1か年とする。但し、再任は妨げない。
- 第 11 条 総会に付する事項は、次のとおりである。
1. 決算の承諾および予算の審議
2. 事業報告および事業計画の審議
3. 会則の変更
4. 役員承認
5. その他に関する重要事項
- 第 12 条 議決は、出席者の過半数をもって成立する。
- 第 13 条 総会の開催地は、前回の総会で決める。
- 第 14 条 緊急やむを得ない事情により、総会を開くことのできない場合には、役員会の決議をもってこれにかえることができる。この場合、次の総会の承認を受けることを要する。
- 第 15 条 役員会は会長が召集する。
付 必要に応じ、会長は三役会(正・副会長・事務局長)を招集することができる。
- 第 16 条 事務局会は、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計・研究・庶務および広報をもって構成し会務を執行する。
事務局次長3名、会計1名、研究、庶務、広報は若干名とする。
1. 事務局次長は事務局長を補佐し、会務を執行する。
2. 会計は、この会の会計業務の一切を行う。
3. 研究は、道大会、全国大会の研究に関する業務を行う。
4. 庶務は、会務を処理する。
5. 広報は、会の広報活動を行う。
- 第 17 条 本会に次の地区(9総合振興局・5振興局と札幌)を置き、会務を推進する。
1. 渡島 2. 檜山 3. 胆振 4. 日高 5. 石狩 6. 後志 7. 空知 8. 上川 9. 釧路
10. 根室 11. 十勝 12. 宗谷 13. 留萌 14. オホーツク 15. 札幌
- 第 18 条 研究大会は年1回開催し、開催地は地区の順次持ち回りとする。夏季休業中に開催する。

第6章 会 計

- 第 19 条 本会の経費は、会員およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 20 条 本会の会計年度は、その年の総会の日始まり、翌年の総会前日に終わる。

付 則

- 第 21 条 この会則は、昭和48年2月28日に制定し施行する。
昭和59年5月12日一部改正
昭和60年5月17日一部改正
平成9年5月12日一部改正
平成10年5月12日一部改正
平成11年5月10日一部改正
平成14年5月10日一部改正
平成15年5月10日一部改正

平成 19 年5月 12 日一部改正

平成 23 年5月 7日一部改正

平成 24 年5月 12 日一部改正

平成 28 年5月 14 日一部改正

第 22 条 慶弔に関する規定は、別に定める。

慶弔規定

第 1 条 この経費は、一般会計繰出金をもってあて、会員相互の共栄互助をはかることを目的とする。

第 2 条 目的達成のため次のことを行う。

1. 会員が死亡した場合は、香典(20,000 円)および弔電・供花1基を贈る。

2. 会員の配偶者が死亡した場合は香典(10,000 円)および弔電・供花1基を贈る。

また、一親等が死亡した場合は弔電を贈る。

3. 教頭昇任者には祝辞を贈る。

4. 会員が罹病3週間以上病床にある場合および不慮の災害を受けた場合、見舞金として10,000 円を贈る。

5. 退職又は役職定年により脱会する場合は記念品を贈与する。(10,000 円相当)

6. その他必要がある場合は、役員会において措置する。

※旧会員が死亡した場合は、弔電を贈る。

第 3 条 この規定の改正は、役員会によって議定し、総会の承認を得るものとする。

第 4 条 この規定は、昭和 48 年2月 28 日に制定し、施行する。

昭和 55 年 5 月 16 日一部改正

昭和 61 年 5 月 9 日一部改正

平成 9 年 5 月 12 日一部改正

平成 14 年 5 月 10 日一部改正

平成 15 年 5 月 10 日一部改正

令和 6 年 5 月 11 日一部改正

旅費規定(内規)

1. 旅費

・旅費の支給対象は次の通りとする。

役員会・監査会・総会・三役会・事務局会およびこれに準ずる場合

・研究大会における提言者・司会書・記録者に旅費を支払う。

2. 宿泊費

宿泊費 前日に宿泊が必要な場合、5,000 円程度補助する。

この規定は、昭和 57 年7月 10 日制定し施行する。

平成元 年 5 月 12 日一部改正

平成 9 年 5 月 12 日一部改正

平成 15 年 5 月 10 日一部改正

平成 21 年 5 月 9 日一部改正

平成 23 年 5 月 7 日一部改正

令和 7 年 5 月 10 日一部改正